別表六（二十五）付表　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、同法第42条の12第１項又は第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

2　「控除対象調整数の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「(7)」から「(9)」までの各欄は、同条第１項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。

3　「雇用者給与等支給増加重複控除額　(12)×$\frac{\text{20又は30}}{100}$　(13)」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第91条第１項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消すこと。

別表六(二十一)の表中

調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）
当期税額基準額　(12)×$\frac{20}{100}$－(別表六(十三)「14」)

を

調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」）
当期税額基準額　(12)×$\frac{20}{100}$－(別表六(十五)「14」)

に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「7の⑲」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「7の⑳」）」に、「差引当期税額基準額残額　(13)－(14)－(別表六(十三)「19」)－(別表六(二十二)「15」)」を「差引当期税額基準額残額　(13)－(14)－(別表六(十五)「19」)－(別表六(二十四)「15」)」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「7の⑱」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「7の⑲」）」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の12の３第２項若しくは第３項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同表第11号中「別表六(二十八)「7」又は別表六(二十八)付表「2」」を「別表六(六)「7」又は別表六(六)付表「2」」に改め、同表を別表六(二十一)とする。

別表六(二十)の表中

調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）

を

調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」）

に、「調整前法人税額（別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」）＋別表六(三十)「31」）」を

法人税額調整加算額（(別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)＋別表六(三十)「31」）

に改める。